

統合的リスク管理態勢の整備に係るコンサルティング業務応募要領

1. 業務名

統合的リスク管理態勢の整備に係るコンサルティング業務

2. 業務実施の目的

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るため、統合的リスク管理態勢の整備（リスクの計量化も含む）を行う予定である。

以上のことを踏まえ、統合的リスク管理態勢に関する知見を有する外部専門家によるコンサルティングを受け、統合的リスク管理態勢の整備（リスクの計量化も含む）を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

別添1「仕様書」による。

4. 契約限度額

50,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 応募手続及び応募資格

(1) 応募手続

本業務の委託先については、公募を行い、選定する。本業務の受託を希望する者には、本応募要領等に従い、企画提案書の作成及び提出を求める。

(2) 応募資格

次の①から⑤の全てに適合する者であること。

① 下記ア、イ及びウに該当しない者であること。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者

ウ 反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人をいう。）又はその関係者と認められる者

② 次の各号の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間経過している者であること。また、これらの者を代理人、支配人その他使用人として使用する者についても同様とする。

ア 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

- エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- キ 競争参加資格審査申請書及び添付書類の重要な事項又は事実についての虚偽の記載をし、又は記載をしなかった者
- ク 商法、その他の規定に違反して営業を行った者
- ③ 独立行政法人又は特殊会社の内部統制に関するコンサルティングの実績がある者。
- ④ 公益社団法人日本アクチュアリー会の正会員が本件業務に係わること。
- ⑤ 金融庁等の金融規制当局による規制について専門的知識を有する者が本件業務に係わること。

6. 応募する者に求める事項

- (1) 参加表明書の提出は不要とする。
- (2) 企画提案会の開催
信用基金は、必要に応じて企画提案会を開催し、提出された企画提案書についての説明を求めることがある。この場合における日時及び場所は、応募のあった者に連絡する。

7. 企画提案書の提出方法

- (1) 本業務に応募する者は、別添2「企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成し、提出する。企画提案書は、持参により提出すること。郵送及び電送（ファックス、電子メール等）による提出は認めない。
- (2) 企画提案書の提出期限、提出場所等
 - ① 提出期限
平成26年10月10日（金）17：00
(受付時間等)
土曜、日曜及び祝休日を除く10：00～11：30及び13：30～17：00
 - ② 提出場所
〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室企画推進課（担当：宮下、梅澤）
電話：03-3294-4470
 - ③ 提出部数
8部

【注】

- ・ 提出期限までに②に到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもって選定されない。
- ・ 企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、選定後の記載内容の変更は認められない。

8. 企画提案に要する費用の負担
企画提案に要する一切の費用は、応募する者の負担とする。
9. 企画提案書の返却の可否
 - (1) 応募者から提出された企画提案書は返却しない。
 - (2) 企画提案書は、本業務の委託先予定者の採択に係る審査以外には使用しない。
10. 企画提案書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
11. 選定方法等
 - (1) 応募者から提出された企画提案書について審査委員会において審査を行い、業務委託先候補者を1者選定する。なお、審査は非公開とする。
 - (2) 企画提案書審査方法（審査基準）
別添3「企画提案書審査方法」による。
なお、総合評価方式により業務委託先候補者を選定する。
 - (3) 審査結果の通知
審査の結果は、審査委員会実施後2週間以内に応募者に通知する。
なお、委託先予定者以外の者には、同者が獲得した総得点と委託先予定者が獲得した総得点を通知するものとする。
12. 契約の締結
信用基金は、委託先予定者から見積書を徴取し、契約限度額の範囲内であることを確認し、契約を締結する。
13. 契約保証金
独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第47条の規定により免除する。
14. 契約金額の支払方法
契約金額を超えない経費支出として、信用基金にて成果品を受領後、検査をした後支払う。
15. 知的財産権等
 - (1) 受託者は、本契約に関して信用基金が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。
なお、受託者は、信用基金が開示した情報について、委託作業中の授受方法、保管方法及び取扱方法を明確にするほか、委託作業完了時においては、全ての情報について、返却、消去又は廃棄等の措置を適切に行うこと。
 - (2) 受託者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を信用基金に譲渡し、信

用基金は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は信用基金に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (3) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、信用基金が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等につき、信用基金の了承を得ること。

- (4) 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら信用基金の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

なお、信用基金は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

16. その他

本件委託業務に関して不明な点等がある場合には、質問書（様式の指定なし）により、原則として電子メールにて照会すること。

- (1) 電子メールアドレス

Eメール：kikaku@affcf.com

- (2) 質問の受付期間

平成26年10月3日（金） 17：00

- (3) 担当

独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室企画推進課（担当：宮下、梅澤）

(別添1)

仕様書

1. 件名

統合的リスク管理態勢の整備に係るコンサルティング業務

2. 委託内容

- (1) 受託者は、委託期間中、下記4に掲げるアドバイザー・サービス項目について、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の特性を踏まえ、信用基金の職員が実務的に対応可能な作業量の範囲内で具体的な指導、助言等を行うこと。
- (2) 電話、電子メール等による質問、資料要求依頼等を受け付け、不十分な点やより詳細に把握する必要がある点について、適宜指導・助言を行うこと。
- (3) (1)及び(2)のほか、受託者が役務の提供に必要な作業及び調査を行い、情報を提供すること。
- (4) 下記5に掲げる納入は、成果物を提出すること。

3. 委託期間

契約締結日から平成27年3月10日（火）まで

4. アドバイザー・サービス項目

信用基金は、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るため、統合的リスク管理態勢の整備（リスクの計量化も含む）を行う予定である。このため、以下の業務に関するサービスの提供をアドバイザーに求めることとする。

(1) 統合的リスク管理態勢の整備及び運用についての支援

- ① リスク管理の体系整理（管理区分、計測領域、非計測領域）に関する支援
 - ② リスク管理規程の整備に関する支援（既存の信用基金内部規程に関する変更支援も含む）
 - ③ リスクの網羅的な把握方法に関する支援※
 - ④ リスク管理委員会の運営に関する支援
- ※ リスクの網羅的な把握方法に関する支援については、保険引受リスク、保証リスク、貸付金に対する信用リスク、余裕金の運用リスク（市場リスク、信用リスクの両方を含む）及びオペレーショナル・リスクに関するリスクシナリオに係る検討等を含む。

(2) リスクの計量化についての支援

リスクの計量化を行うためのツールを提供し、信用基金が当該ツールを用いてリスク量の計測及び分析を行うことを支援する。

（計量化対象のリスク）

- ① 保険引受リスク（農業信用保険業務、漁業信用保険業務）
- ※ 保険金の回収についても考慮する。

② 保証リスク（林業信用保証業務）

※ 林業信用保証業務では、信用格付モデルを導入しており信用格付別デフォルト率を活用したモデルを導入する。

※ 求償権についても考慮する。

③ 貸付金に対する信用リスク、余裕金の運用リスク（市場リスク、信用リスクの両方を含む）及びオペレーショナル・リスク

※ これらについては、上記①及び②と異なり、簡易的なモデルの導入を予定している。

5. 納入成果物

上記4に関する報告書及びツール等をそれぞれ書面で8部及び電子媒体（電子メールを含む。以下同じ。）にて提出すること。ただし、提出する際は、Microsoft Word、Excel、Access又は一太郎によること。なお、計算エンジンとしてExcel等に統計ソフト等を組み込むことを妨げない。

6. 納入期限

平成27年3月10日（火）まで

7. 納入場所

〒101-8506 東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階
独立行政法人農林漁業信用基金 企画調整室企画推進課

8. その他

- (1) 本仕様書に記載のない事項の決定に当たっては、信用基金の指示に従うものとする。
(2) 受託者は、本件委託業務開始時に、当信用基金役員に対する説明会を行うものとする。

また、受託者は、本件委託業務委託期間中に、当信用基金役員に対する報告会を行うものとする（2回を予定しているが、必要に応じ数回の増加はあり得る）。

説明会及び報告会の開催日時及び会場は、信用基金の指示により行うものとする。

(3) 知的財産権等

- ① 受託者は、本契約に関して信用基金が開示した情報（公知の情報を除く。以下同じ。）及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならない。

なお、受託者は、信用基金が開示した情報について、委託作業中の授受方法、保管方法及び取扱方法を明確にするほか、委託作業完了時においては、全ての情報について、返却、消去又は廃棄等の措置を適切に行うこと。

- ② 受託者は、本契約履行過程で生じた納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を信用基金に譲渡し、信用基金は独占的に使用するものとする。

なお、受託者は信用基金に対し、一切の著作権者人格権を行使しないこととし、また、第三者をして行使させないものとする。

③ 納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、信用基金が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。

なお、この場合、受託者は当該著作物の使用許諾条件等につき、信用基金の了承を得ること。

④ 本件仕様書に基づく作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら信用基金の責に帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

なお、信用基金は紛争等の事実を知ったとき、速やかに受託者に通知することとする。

(別添2)

企画提案書作成要領

本調達においては、企画競争方式による委託先の適切な選定を目的とし、以下に規定する要領に従って作成した企画提案書の提出を求めるものである。

なお、企画提案書の作成に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・ 企画内容は、仕様書の要求要件をすべて満たすものとする。
- ・ 企画内容が簡潔に記載されていること。
- ・ 特段の専門的知識を要することなく、企画内容を評価できるよう配慮すること。
- ・ 企画内容について、根拠又は参考となる資料を添付すること。

1. 企画提案書の様式

- (1) 日本語及び日本通貨で記載すること。
- (2) A4判縦又は横の用紙に横書きとする。
- (3) 目次及びページ番号を付与すること。
- (4) 社名の記載については、最終ページに照会先（担当者氏名、連絡先）と併せて記載することとし、その他のページには付記しないこと。
- (5) 企画提案書は8部提出すること。

2. 提案項目

- (1) 提案に当たっては、仕様書に定める要求要件をすべて満たす内容とし、具体的かつ明確に記述すること。
- (2) 企画提案書の記述項目は下記①～⑥のとおりとし、企画提案書における各章の見出しとして使用すること。

また、応募資格を満たしていることを、下記⑥にまとめて記載すること（応募資格③～⑤の内容について、下記①～④で記載することを妨げない）。

- ① 実施体制
- ② 実績
- ③ 専門知識
- ④ 実施内容
- ⑤ 見積額（見積額の内訳も記載すること）
- ⑥ その他

(別添 3)

企画提案書審査方法

1. 審査方法

(1) 評価項目の審査

審査委員会の委員は、応募者の企画提案書について、別表「評価基準兼審査表」により、各項目を評価し、評価に応じた得点を与える。

(2) 合否評価

別表「評価基準兼審査表」において、「必須」とされている評価項目について、委員の過半数が「不合格」とした場合には、その応募者は不合格とする。

従って、不合格となった応募者は、本件委託業務の業務委託先候補者とはならない。

2. 評価基準

別表「評価基準兼審査表」のとおり。

3. 業務委託先候補者の選定方法

(1) 総得点の算出

委員が評価・得点を与え、不合格とならなかった応募者について、応募者ごとに委員の得点を集計し、総得点を算出する。

(2) 業務委託先候補者の選定

① 総得点が最上位の応募者（総得点が算出された応募者が1者の場合は、当該応募者）について、審査委員会で業務委託先候補者としての適否を採択し、「適」と採択された場合のみ、その者を業務委託先候補者とする。

② 総得点が最上位の応募者が複数いる場合は、その中から審査委員会が採択した応募者を①における最上位の応募者とする。

③ ①の審査委員会による業務委託先候補者としての適否の採択で最上位の応募者が「否」と採択された場合又は最上位の応募者から辞退表明があった場合には、次上位の応募者を最上位の応募者とする。

④ 上記により業務委託先候補者がいない時は、再募集することとする。

(別表)

評価基準兼審査表

件名:「統合的リスク管理態勢の整備に係るコンサルティング業務」

応募者名: _____

審査者名: _____

必須＝必須項目、加点＝加点項目

項目	評価観点	評価区分	合否 (注1)	配点	得点記入欄 (注2)
①実施体制	本件委託業務を実施するに当たり十分な組織・体制となっているか。 (成果物を確実に納入できる組織・体制)	必須		5	
②専門知識	本件委託業務を実施するに当たり必要な知識・技術・ノウハウを有しているか。	必須		5	
③実施内容	「統合的リスク管理態勢の整備及び運用についての支援」に係る委託内容を十分理解した上で、有効かつ委託期間内に実現可能な内容となっているか。	必須		5	
	「リスクの計量化についての支援」に係る委託内容を十分理解した上で、有効かつ委託期間内に実現可能な内容となっているか。	必須		5	
	作業内容及び作業スケジュールが明確なものになっているか。 また、本件委託業務に係る説明会及び報告会を開催することとなっているか。	必須		5	
④見積額	低廉な価格により本件委託業務を実施することとなっているか(応募者の見積額を相対比較する。)	加点		20	
⑤その他	独立行政法人又は特殊会社の統合的リスク管理態勢の整備及びリスクの計量化に関するコンサルティングの実績はあるか。	加点		5	
	信用基金の業務内容を理解しているか。				
	その他、有益な提案をしているか。				
合計				50	

注1: 不合格とするのは、以下の場合とする。また、不合格の場合は、合否欄に×を、また、得点記入欄に0点を記入する。

記載がない。要求事項を満たさない、不十分である。

注2: 評価項目に対する得点は、以下のとおりとする。

(1) ④見積額以外の評価項目

大変優れている:5点、優れている:4点、普通:3点、劣っている:2点、特に劣っている:1点

(2) ④見積額

(1－見積額/契約限度額)×配点(20点)＝得点(小数点以下第2位を四捨五入)